

ISI職業倫理宣言(邦訳版)について

中山 興、守屋 邦子、上田 蒼、川崎 茂

はじめに

ISI (International Statistical Institute : 国際統計協会) は、2023年7月の同執行委員会において Declaration on Professional Ethics (職業倫理宣言) の Updated Version (改定版) を承認し、公表した。ISIは、同宣言の一層の普及、浸透を企図し、多言語への翻訳を各国に依頼した。現在、中国語、フランス語、ドイツ語、日本語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、オランダ語、アルメニア語、ウクライナ語、スロバキア語、スワヒリ語、トルコ語、クロアチア語の計14か国語の翻訳版がISI公式HPに掲載済みであり、このほかにもアラビア語、ギリシア語、韓国語への翻訳が予定されている。

今般の日本語への翻訳は主として中山、守屋、上田が行い、川崎は助言および校閲を行った。この翻訳は、ISIの連携団体であるIFC (Irving Fisher Committee)¹の理事会からの要請を受けて行ったものである。IFCは中央銀行の統計専門家の団体であり、日本銀行はそのIFCの理事を務めるとともに、ISIの組織会員²であることから、日本銀行に邦訳の依頼があったものである³。

翻訳は、筆者が個人の立場で行ったものであり、本稿で示された内容や意見は筆者の属する組織の公式見解を示すものではない。翻訳に当たっては、椿広計氏³、総務省統計委員会担当室から有益なコメントをいただいた。なお、邦訳に含まれ得る誤りの責は筆者にある。

職業倫理宣言の歴史

職業倫理宣言策定の起源は、1979年の第42回ISI世界大会(マニラ)における、統計家のための倫理規程に関する委員会の発足に遡る。1985年8月の第45回ISI世界大会(アムステルダム)の際に開催されたISI総会において、統計家のための倫理規程(職業倫理宣言)が採択された。その後、統計を巡る環境の変化を踏まえ、2006年7月にISI執行委員会が職業倫理委員会(ISI常設機関)に職業倫理宣言の再検討と更新を依頼した。2010年7月、ISI総会において、職業倫理宣言の改定版(第2版)が採択され、世界統計の日(2010年10月)に公表された。この第2版の主な改定内容は、新たな章として「専門家として共有する価値観」を追加し、この章から派生するいくつかの倫理原則の順序入れ替えおよび統合などであった。さらに10年余を経て、2023年2月のISI執行委員会において、職業倫理宣言の再改定版(第3版)が承認された。最新版である第3版の主な改定内容は、オルタナティブデータなど多様な情報源や、複数データを接続したデータ、計算量の多い統計手法の利用が拡大している現状に対応した文言の加除修正である。その後、2023年7月に人工知能に関する記載等が追加された。

職業倫理宣言(第3版)の構成

職業倫理宣言(第3版)は、(1)前文、(2)専門家として共有する価値観、(3)倫理原則、

(4) 背景説明の4章で構成されている。このうち前文では、同宣言の目的として、共有している価値観や経験を通じて、統計家が倫理面に関する判断や決断を自分自身でできるようにすることが謳われている。また、職業に対して課される厳格な規則という主旨ではないことが明記されている。その上で、提示されている倫理原則をみると、いささか一般論に過ぎて、具体性に欠けるとの印象を受けるかもしれないが、広範かつ刻々と変化する統計的方法論や利用状況に柔軟に対応できるように企図されているためである。すなわち、個別案件に対する厳格な規則ないし具体的な解決策として倫理原則の各項目を細かく提示するのではなく、様々な判断に広く適用できるように、抽象度が高くなり過ぎないよう留意しつつも、幾分間口を広くとって原則を示している。

以下、(2) および (3) について簡単に解説する。

専門家として共有する価値観

専門家として共有する価値観については、①敬意、②プロ意識、③誠実さと高潔さの3つが列挙されている。それぞれの主な内容は以下のとおりである。

①敬意

- ・他者のプライバシーの尊重
- ・守秘義務の遵守
- ・データを収集した対象への敬意
- ・他者の研究の抑圧や、不当に低めることは望ましくない。

②プロ意識

- ・責任、適性、専門知識、情報に基づく判断
- ・ユーザーニーズの理解と適切な解決策の提供
- ・統計知識やデータ、分析を駆使した社会への貢献

- ・高品質なデータの収集と分析に注力
- ・法令の遵守
- ・明らかな利益相反のある業務は請け負わない。

③誠実さと高潔さ

- ・自立性、客観性、透明性に基づく取り組み
- ・科学に立脚した統計的結果の導出
- ・政治家や資金提供者からの圧力には影響されない。
- ・利用した統計的方法論の透明性確保と公開
- ・自らの行動に責任を持つ。
- ・知的財産を重んじる。
- ・客観的な評価基準の尊重

倫理原則

こうした価値観に対応し、専門家として具備すべき12の倫理原則が列挙されている。それぞれの主な内容は以下のとおりである。

①客観性の追求

- ・統計家は、公平に客観性を追求することが望まれる。
- ・可能な限り最良の結果をもたらす手法の使用が推奨される。
- ・透明性のある方法で全ての結果を開示することが望まれる。
- ・適切な定量・定性情報の提供により、得られた結果の妥当性の限界を示すことが推奨される。
- ・容易に想定される誤った解釈や誤用を防ぐよう対処することが望ましい。

②義務と役割の明確化

- ・倫理問題が生じ得る役割や責任については、詳細まで明示され、完全に理解されることが望ましい。
- ・指導や助言は専門の範囲とし、必要に応じて関連する専門知識を有する他者に助言を求めるとを推奨する。

③代替案の評価

- ・利用可能な手法や手順について熟考することを推奨する。
- ・代替案の長所や限界も併せて公平に評価し、雇用主、顧客、資金提供者に伝えることが望ましい。
- ④利益相反
 - ・金銭面ないし個人間の利益相反が生じる案件は避ける。
- ⑤結果に予断を持たない
 - ・統計的調査や研究等から予断を持って結果を得ようとするとはいかなる場合でも望ましくない。
 - ・結果に予断を持った要件の契約は避けることを推奨する。
- ⑥部外秘情報の保護
 - ・部外秘情報の機密は保持しなければならない。
 - ・この機密保持は利用する統計手法や手順に関する開示を妨げない。
- ⑦専門能力の発揮
 - ・統計家は、自身の専門知識や技術の向上を図り、専門分野に関する技術の進歩などについて意識を高く保っていなければならない。
- ⑧統計に対する信頼性の維持
 - ・得られた結果について、詳細に至るまで誤りなく正確に説明することが望まれる。
 - ・適切な情報の提供により、得られた結果の信頼性や適用可能性には限界があることを注意喚起する責任がある。
- ⑨調査方法や結果の公表と評価
 - ・統計に関する手法、手順、技術、調査・研究等の結果について、情報が適切に公表されることが望まれる。
- ⑩倫理原則の伝達
 - ・他者と協働する際には、統計家の倫理原則が全ての関係者に理解され、実施する調査や研究等に適切に反映されていることが必要かつ

重要である。

⑪誠実な規律の遵守責任

- ・科学的ないし学術的な研究を遂行する際の一般的な道徳規則に従う。
- ・欺いたり、故意に虚偽の説明をしたり、不正行為の報告を妨げたり、他者の研究を妨害することは望ましくない。

⑫対象者の利益保護

- ・調査や研究等に協力する対象者について、個別ないし集団的に生じ得る悪影響から可能な限り保護する義務がある。

日本の公的統計の枠組みとの関係

このように、職業倫理宣言は、統計に係る職業に課される厳格な規則ではなく、統計家が様々な判断に広く適用できるように間口を広くとって価値観や倫理原則を提示している。この点、川崎（2021）⁴は、同宣言（当時は改定版（第2版））は公的統計の専門家にとっては記述が一般的に過ぎ、当該分野の規範としては不十分であることから、国連においては、同宣言を基準として参照しつつ、公的統計に特化した規範を策定する動きにつながったことを紹介している。その結果は2014年には国連総会において「公的統計の基本原則」として結実したことを紹介している。この「基本原則」については、世界の多くの国々が順守に努めている。

このように、職業倫理宣言は公的統計における規範の基礎とされたことから、わが国公的統計に関する基本法である統計法（平成19年法律第53号）をみると、同宣言の倫理原則のエッセンスは織り込まれていることが窺われる。例えば、「①客観性の追求」については、第3条2に「中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない」とされている。また、「⑥部外秘情報の保護」に関しては、第3条4

や第39条（調査票情報等の適正な管理）、第40条（調査票情報等の利用制限）、第41条（守秘義務）、第42条、第43条で厳格に規定されている。このほか、「⑧信頼性の維持」や「⑨結果の公表」についても、上述の第3条2に加え、第3条3に「広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない」とされている。

おわりに

本稿では、今般翻訳を行った職業倫理宣言について、その成立・改定の歴史と同宣言の内容を簡単に紹介した。繰り返し述べているように、同宣言は個別案件に対する規則や解決策ではなく、統計家が倫理面に関する判断を行う際に広く適用できるような価値観や原則を提示している。様々な分野で活動する統計専門家からすると、分野ごとの状況に関して具体的な記述が不足するようにみえるかもしれないが、同宣言は日々の実務に直結した「マニュアル」や「細則」といったものではなく、様々な業務分野に共通した統計家としてのあり方、統計に向かう姿勢など、より根本的、本質的な指針を述べたものとして捉えるべきである。全ての統計家、公的統計に携わる職業人が、日々の統計関連事務に取り組む際の基本的な心構え＝倫理として共有し、実践していくことが重要である。

「ISI職業倫理宣言」は、統計に携わる実務家、研究者、教育者等の行動規範を与える重要なものであることから、その邦訳版を本誌に掲載することとしたものです。

<注>

- 1 IFC (Irving Fisher Committee on Central Bank Statistics) は、1997年のISI世界大会（イスタンブールで開催）において、中央銀行の統計に関する諸問題を討議することを目的として発足した団体である。IFCはISIと密接な関係を持ちながら活動しており、2006年よりBIS (Bank for International Settlements) が事務局を担っている。
- 2 日本の組織としては、日本銀行のほか、総務省、日本統計学会、国連アジア太平洋統計研修所など全部で7団体が組織会員となっている。
- 3 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構理事・統計数理研究所長
- 4 川崎茂（2021）「国際統計制度とは何か（4）—公的統計の基本原則（1）—」、日本統計協会『統計』2021年7月号 pp43-50

<参考文献>

- 国際統計協会
<https://www.isi-web.org/>
Declaration on Professional Ethics
<https://www.isi-web.org/declaration-professional-ethics>
（同ページには、原文（英語）のほか、本誌掲載の「職業倫理宣言（邦訳版）」を含む他言語への翻訳版も掲載されている。）
- The Irving Fisher Committee on Central Bank Statistics (IFC)
<https://www.bis.org/ifc/index.htm>
- Fundamental Principles of Official Statistics (United Nations)
<https://unstats.un.org/unsd/dnss/gp/fundprinciples.aspx>
「統計法について」（総務省）
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/1-1n.htm

（なかやま こう・元日本銀行調査統計局参事役・
現岡三証券チーフエコノミスト）
（もりや くにご・日本銀行調査統計局企画役）
（うえだ あおい・元日本銀行調査統計局・
現日本銀行下関支店）
（かわさき しげる・滋賀大学特別招聘教授）